

論点 [著作権法]

- (1) 二次的著作物の概念（2条1項11号）、二次的著作物の利用に対して原著作者が有する権利（28条）の権利範囲、及び、二次的著作物の著作者が有する権利（21条、26条の2）についての理解を問う。
- (2) 著作権侵害における依拠の要件、類似性要件（原著作物、及び、二次的著作物の類似性の範囲）についての理解を問う。
- (3) 二次的著作物の利用に対して原著作者が有する権利（28条、21条）、複製権の制限規定（30条1項本文）、及び、その例外（30条1項2号）についての理解を問う。